

別表十七（一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の5（国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第68条の89（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高」の各欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 「国外支配株主等に対する負債に係る平均負債残高1」は、国外支配株主等（措置法第66条の5第5項第1号又は令和2年旧措置法第68条の89第5項第1号に規定する国外支配株主等をいいます。以下同じです。）に対する負債（措置法第66条の5第5項第4号又は令和2年旧措置法第68条の89第5項第4号に規定する国外支配株主等に対する負債をいいます。以下同じです。）に係る平均負債残高（措置法第66条の5第5項第5号又は令和2年旧措置法第68条の89第5項第5号に規定する平均負債残高をいいます。以下同じです。）を記載します。
 - (2) 「資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高（(3)に該当するものを除く。）2」は、資金供与者等（措置法第66条の5第5項第2号又は令和2年旧措置法第68条の89第5項第2号に規定する資金供与者等をいいます。以下同じです。）に対する負債（措置法第66条の5第5項第4号又は令和2年旧措置法第68条の89第5項第4号に規定する資金供与者等に対する政令で定める負債をいいます。以下同じです。）に係る平均負債残高から「課税対象所得に係る保証料等の支払の基因となる負債に係る平均負債残高3」の金額を控除した残額を記載します。
 - (3) 「課税対象所得に係る保証料等の支払の基因となる負債に係る平均負債残高3」は、措置法令第39条の13第1項第1号ロ（国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）又は令和2年6月改正前の措置法令（以下「令和2年旧措置法令」といいます。）第39条の113第1項第1号ロ（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）に掲げる金額（以下「課税対象所得に係る保証料等の支払の基因となる負債に係る平均負債残高」といいます。）を記載します。
- 3 「総資産の帳簿価額の平均残高5」は、措置法令第39条の13第23項第1号又は令和2年旧措置法令第39条の113第21項第1号に掲げる金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 4 「総負債の帳簿価額の平均残高6」は、措置法令第39条の13第23項第2号又は令和2年旧措置法令第39条の113第21項第2号に掲げる金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 5 「(28)、(29)、(30)若しくは(31)又は各連結法人の(28)から(31)までの合計<(32)の場合33」は、令和2年旧措置法第68条の89第4項の規定の適用を受ける場合には、「(28)、(29)、(30)若しくは(31)又は」を消します。
- 6 「損金不算入額35」は、措置法第66条の5第4項又は令和2年旧措置法第68条の89第4項の規定の適用を受ける場合には、「(28)、(29)、(30)若しくは(31)又は」を消します。
- 7 内国法人が措置法第66条の5第2項の規定の適用を受ける場合又は連結法人が令和2年旧措置法第68条の89第2項の規定の適用を受ける場合の記載は、次によります。
 - (1) 「国外支配株主等に対する負債に係る平均負債残高1」は、国外支配株主等に対する負債に係る平均負債残高から別表十七（一）付表「7の計」の金額を控除した残額を記載します。

- (2) 「資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高(3)に該当するものを除く。) 2」は、資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高から課税対象所得に係る保証料等の支払の基因となる負債に係る平均負債残高及び別表十七(一)付表「12の計」の金額を控除した残額を記載します。
- (3) 「課税対象所得に係る保証料等の支払の基因となる負債に係る平均負債残高3」は、課税対象所得に係る保証料等の支払の基因となる負債に係る平均負債残高から別表十七(一)付表「17の計」の金額を控除した残額を記載します。
- (4) 「総負債に係る平均負債残高13」は、措置法第66条の5第1項ただし書又は令和2年旧措置法第68条の89第1項ただし書に規定する総負債に係る平均負債残高から、別表十七(一)付表「7の計」の金額、同表「12の計」の金額、同表「17の計」の金額及び同表「22の計」の金額の合計額を控除した残額を記載します。
- (5) 「類似法人の総負債の額19」は、措置法令第39条の13第10項又は令和2年旧措置法令第39条の113第10項に規定する事業規模その他の状況が類似する内国法人のこれらの規定に規定する総負債の額を記載します。
- (6) 「国外支配株主等に対する負債に係る負債の利子等の額22」は、国外支配株主等に支払う負債の利子等(措置法第66条の5第5項第3号又は令和2年旧措置法第68条の89第5項第3号に規定する負債の利子等をいいます。以下同じです。)の額から別表十七(一)付表「9の計」の金額を控除した残額を記載します。
- (7) 「資金供与者等に対する負債に係る負債の利子等の額((24)に該当するものを除く。) 23」は、資金供与者等に支払う負債の利子等の額から「課税対象所得に係る保証料等の額24」の金額及び別表十七(一)付表「14の計」の金額を控除した残額を記載します。
- (8) 「課税対象所得に係る保証料等の額24」は、措置法令第39条の13第1項第1号又は令和2年旧措置法令第39条の113第1項第1号に規定する課税対象所得に係る保証料等の金額から別表十七(一)付表「19の計」の金額を控除した残額を記載します。
- (9) 「(4) - (11) × (3 又は (21)) 26」中、「(3 又は (21))」とあるのは、「(2 又は (21))」として記載します。
- (10) 「(13) - (9) × (3 又は (21)) 27」中、「(3 又は (21))」とあるのは、「(2 又は (21))」として記載します。